

令和7年度建設工事特命随意契約の内容に関する事項

No.	契約番号	工事名	工事場所	業種	契約の相手方		概要	契約金額	工期	随意契約理由
					商号または名称	住所				
1	令和7年度第1-2号	草津市営火葬場火葬炉修繕	草津市東草津四丁目	機械器具設置	邦英商興株式会社	名古屋市北区志賀町一丁目18番	①火葬炉火格子煉瓦積替(1・2・3号炉) ②火葬炉全体的積替(2号炉) ③台車耐火材打替 ④バーナ部品取替 ⑤電気設備修繕(1・2・3号炉) ⑥残骨集塵機修繕	16,280,000 円	令和7年7月1日 ~ 令和8年2月27日	草津市営火葬場は竣工から40年以上経過しており、定期点検による維持修繕および計画的な消耗機材の取替え等により安全を確保し、日々の火葬業務が滞りなく遂行できるように努めている。火葬炉に使用されている各部品は、一般向けに販売されていないオーダーメイド品であり、特に火葬炉内の耐火煉瓦は、品質改良や実験を繰り返し、本市の火葬炉専用に製造されている物である。その図面や製造方法は、耐火煉瓦製造業者と見積依頼業者のみが保有しており、耐火煉瓦の他社への供給は行っておらず、本市の火葬炉規格に合わない煉瓦を使用すると、既存煉瓦から連鎖して火葬炉本体が崩壊し、火葬業務の停止につながるおそれがある。また、本修繕は、既設の設備や関連機器と密接に関わっており、本修繕を行う者は本市の火葬設備全体を詳細に把握している必要がある。以上の要件を満たすのは、火葬炉や部品の図面等の技術的資料を所持し、火葬設備や設置当初の知識を十分に有する見積依頼業者のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、特命随意契約を行う。
2	令和7年度第1-9号	北山田浄水場次亜塩素生成装置電極取替工事	草津市北山田町	機械器具設置	株式会社日本管財環境サービス	大阪市中央区淡路町三丁目6番3号	次亜塩素生成装置電極取替1式	14,888,500 円	令和7年7月9日 ~ 令和7年12月19日	次亜塩素生成装置電極については、次亜塩素生成装置を構成する部材の一つで、生成される次亜塩素の品質に影響することから、当該装置と密接不可分の関係にある。本工事の施工については、装置製造業者(日本カーリット(株))とメンテナンス業務の移譲契約を締結している。株式会社日本管財環境サービス以外の業者が実施した場合、当該装置の品質に著しい支障が生じる恐れがあることから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定に基づき、特命随意契約を行う。
3	令和7年度第1-15号	北山田浄水場脱有機機整備工事	草津市北山田町	機械器具設置	石垣メンテナンス株式会社 大阪支店	大阪市淀川区宮原三丁目3番31号	脱有機機整備工事 一式	7,920,000 円	令和7年8月21日 ~ 令和8年2月27日	石垣メンテナンス株式会社は、当該脱有機機の製造メーカーである株式会社石垣のメンテナンス専門業者であり、当該作業を確実に実施できる唯一の業者であることから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定に基づき、特命随意契約を行う。
4	令和7年度第1-20号	野路九丁目配水管更新工事	草津市野路九丁目	水道施設	草津市管工事協同組合	草津市草津三丁目10番19号	不断水ストッパー設置工一式	4,444,000 円	令和7年7月25日 ~ 令和7年9月30日	本案件については、市民生活および社会環境への影響を考慮し、一刻も早く止水する必要があり、複数社から見積書を徴取するいとまがないこと、緊急時に人員や材料の手配が迅速に行うことができ、かつ現場状況を熟知している業者が草津市管工事協同組合のみであるため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定に基づき、特命随意契約を行う。
5	令和7年度第1-27号	笠山三丁目マンホールポンプ場ポンプ更新工事	草津市笠山三丁目	機械器具設置	株式会社田中機電	大津市枝一丁目6番11号	水中汚水ポンプ更新 一式	3,088,800 円	令和7年12月5日 ~ 令和8年2月27日	当該機器を更新しなければ汚水排水に支障をきたし、ひいては浴水及び各家庭等からの汚水排水が困難となることから、至急の対応が必要となる。そのため、下水道施設維持管理業務(マンホールポンプ場点検・運転管理)の委託業者(大五産業株)の機械部門の協力業者として、今回の故障状況を理解している(株)田中機電が迅速かつ確実に施工を行うことができる業者であることから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号の規定に基づき、特命随意契約を行う。
6	令和7年度第1-36号	草津市営火葬場屋外タンク設置工事	草津市東草津四丁目	消防施設	喜楽鉱業株式会社	湖南省石部口二丁目7番33号	火葬場屋外タンク設置	2,623,500 円	令和8年1月26日 ~ 令和8年2月27日	本案件については、火葬業務を安定的に継続させ、市民生活への影響を最小限に抑え、緊急時に対応をする必要があり、複数社から見積書を徴取するいとまがなく、火葬場という特殊な施設を熟知し、緊急的な現場状況を理解している業者が喜楽鉱業株式会社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号および地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、特命随意契約を行う。